

## 令和4年2月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和4年2月10日 木曜日 午後3時02分から午後3時49分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (28人)

会 長	15番	米澤 誠一			
農業委員	3番	高虫 秀樹	9番	遠藤 幸子	
	4番	山下 一郎	10番	高見 利洋	
	5番	尾古 礼隆	11番	岡田 浩司	
	6番	藤本 康央	12番	奥田 国雄	
	7番	小谷 恵	13番	日野 浩一	
	8番	矢田 考志	14番	江原 宏昭	

推進委員	1番	中川 勝彦	9番	入江 英之	
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守	
	3番	高口 正秀	11番	谷上 真実	
	4番	徳永 裕二	12番	青木 美伸	
	5番	岸本 耕二	13番	野口 稔	
	6番	鳥橋 千廣	14番	川上 英章	
	7番	荒松 将志	15番	小原 進	
	8番	金本 常由			

4 欠席委員(2名)(農委1番 前田 繁昌、農委2番 石原 文義)

5 議事録署名委員の決定 (10番 高見 利洋、11番 岡田 浩司)

6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

7 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) その他

8 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) その他

9 農業委員会事務局職員

局 長	諸 遊 剛 史
主 幹	齋 木 貴 敬
主 事	道 祖 貴 文
事務補助員	山根江利子

## 10 会議の概要

事務局 それでは、議長のご挨拶のほうをよろしく申し上げます。

---

議長 今日は、ご苦勞さんでございます。事務局からもありましたとおり、コロナがいろいろと出まわっているということで、各市町村にも出ておるということでございますが、その中でですね、今日も研修を止めたということでございますので、短時間でですね、スムーズな会が進みますことを、協力のほど、よろしく願いいたします。始めの挨拶に代えさせていただきます。

---

議長 議事録署名委員の決定でございますが、10番委員さん、11番委員さん、よろしく願いいたします。  
今日の欠席の方がですね、1番委員さん、2番委員さんが欠席でございます。2名の欠席ですので、この会が成立することをここに宣言いたします。

---

議長 では、会務報告のほうを、よろしく願いいたします。

### 事務局 【会務報告】

- (1月 7日) ・定例農業委員会について。
- (1月11日) ・女性農業委員登用促進研修会について。
- (1月13日) ・鳥取県農業会議常設審議委員会現地調査について。
- (1月14日) ・大山町農業再生協議会総会について。
- (1月17日) ・名和地区農業相談日について。相談件数2件あり。
- (1月24日) ・鳥取県農業会議常設審議委員会について。
- (1月26日) ・農業経営改善計画認定審査会、新規就農関係事業に係る審査会、大山町アグリマイスターの選考に係る審査会について。
- (2月 2日) ・市町村農業委員会職員研修会について。

議長 なければ、議案のほうに入らせていただきますけど、良いでしょうか。

---

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

1番、〇〇、田1筆、904㎡、全体で※円の売買です。2番、〇〇〇、畑1筆、1,468㎡、全体で※円の売買です。3番、〇〇、田1筆、畑2筆、合計3,228㎡、贈与です。それぞれ、譲渡人、譲受人は議案に記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。

議長 番号1番を除いてですね、現地確認の報告を農委5番さんからお願いいたし

ます。

農委5番委員 報告いたします。今日の午前中、農委3番委員さんと、事務局と3名で現地を確認してまいりました。

2番の〇〇〇の報告をします。これは梨畑に挟まれた、梨の跡地でして、きれいに管理がしてありました。問題なかったと思ってます。

議長 農委3番委員さん、3番についてお願いいたします。

農委3番委員 はい、失礼します。

3番ですが、〇〇〇の山陰道の下側になります。きれいに耕耘してあり、畑の部分ですけども、一部、野菜もありました。田のほうですが、これは果実関係の木が半分植わっております。半分は現在草が生えておりますが、譲受人さんの自宅のすぐ近くですので、畑の管理は、ほぼきれいにされておりましたので問題ないと思います。

議長 2番、3番についてご質問のある方は。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございますので、承認いたしました。

それでは、1番の農委13番委員さん、ちょっと（議事参与の制限のため）出て行ってもらえませんか。

(農委13番委員、退室)

農委3番委員さん、1番について現地確認の報告をお願いいたします。

農委3番委員 はい。報告させていただきます。

1番の圃場ですが、非常に細長い圃場のようで、作業も大変そうな圃場でした。譲受人さんの圃場と隣り合わせで、現在、畦を取られて1枚の圃場になっておりましたが、きれいに管理されておりましたので問題はないと思います。

議長 これについて、皆さん、ご質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委13番委員、入室)

---

議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法第5条の規定により審議を求めます。

譲渡人、譲受人さんは記載のとおりであります。

説明のほうですけれども、番号3番、4番、5番、こちらにつきましては譲受人さんが同一の方になりますので、一括して説明をさせていただきたいと思っております。

まず位置なんですけれども、4ページと5ページをご覧ください。4ページのほう、番号3番なんですけど、こちらは〇〇の△△△△の近くの▽▽▽▽▽▽の近くになります。番号4番、5ページになりますけれども、こちらは〇〇集落から△△△△△のほうに向かって上がる道沿いの下側になるんですけれども、そういった位置にあります。番号5番につきましては、こちらは〇〇の△△の上になります。□□さん、□□さんの牧場を回って行ったところになります。こちらは農地の区分につきましては、いずれも農業振興地域内農用地になりますけれども、一時転用となっております。期間は、記載の許可日から令和4年の4月末までというふうに書いてございますが、その内の6日間ほど、約1週間のうちに終うということでした。内容についてですが、電磁探査用測定装置の設置ということで、ちょっと難しいことが書いてあるんですけれども、要は火山の噴火を引き起こすマグマが地下に存在をしております。このマグマの位置を捉える調査をするということです。調査の機具は次の6ページから見ていただきまして、書いてあるんですが、こういった6ページのほうにあるんですけれども、磁場センサーですとか、電極、こういったものを地中に埋めまして、ここで測定をするというようなことでもあります。機材については7ページのほうに、ある程度詳しく書いてございますが、そんなに難しい機材を使っているわけじゃなくて、電極と計測器、バッテリー、GPS、あとは電線ですね、それぐらいのものしか使わないということです。1箇所あたりの面積がすごく少ないということです。こちらは大山町だけではなくて、他の自治体でも同様に申請が同時になされておまして、各自自治体で調査をするということでありました。

続きまして、番号6番になりますけれども、位置につきましては8ページのほうをご覧ください。こちらは〇〇集落の西側の田んぼの圃場になっております。こちら、農地の区分は農業振興地域内農用地であります。事前に農業施設用地へ用途区分の変更がなされております。目的はサイレージ置場ということで、サイレージというのは、牛の飼料を入れるものなんですけれども、よく見ますのが、ラップしてある丸いものになるんですけれども、ラップサイレージというんですが、そういうものではなくて、こちらの8ページにも書いてあるんですけど、チューブバックサイロという巨大な長さが60mもあるような、大きいバックに飼料を詰め込んでいくというようなことだそうです。大山町内ではありませんので、ちょっと見たことがないんですが、琴浦町のほうでは使われているそうです。これを、60mのものを2本置かれるということです。地面については砕石を入れて、トラックとかが走りやすいようにするということでした。

その他、農地法第5条第2項各号には該当しないので、許可の要件を満たしていると考えております。以上です。

議長

説明がございましたが、3番について農委3番委員さん、現地報告をお願いいたします。

農委3番委員 はい、すみません。報告させていただきます。

場所のほうは、先ほども言われたとおり、▽▽▽▽▽と▽▽▽の真ん中ぐらゐの圃場でした。圃場的には全く問題ない状態でございます。許可期間が4月4日までということであったので、撤去後、すぐ農作業に掛かれるんじゃないかと思っておりますので、問題ないと思われまゝ。以上です。

議長 4番から6番まで、農委5番委員さん、報告をお願いいたします。

農委5番委員 報告をいたします。4番についてですが、〇〇部落の北側の山に挟まれた飼料畑のところでしたが、位置的にも、内容的にも問題ないと見て帰りました。

5番のぶんですけれど、これは〇〇のところでした、雪が1mぐらゐはあったと思いますが、道路も除雪がしてなかったんで、現地までは到達しておりません。遠目で見て、雪に覆われたところなんですけど、恐らく問題はないだろうと見て帰りました。

6番の□□さんの田んぼですけれども、□□さんの堆肥舎の隣の位置でした、位置的にも問題ない場所だろうと思っております。以上で終わります。

議長 今、現地確認のご説明がございましたが、何かご質問あるでしょうか。

(農委10番委員、挙手)

はい、農委10番委員さん。

農委10番委員 10番です。この電磁探査用測定装置で、さっき説明の中に、火山噴火に関するマグマの調査って言われたんですけど、4月末までっていうと6日間作業が出来てっちゃうことは、一時転用ってことになるかと設置して取っちゃうってことですか。

事務局 そうです。設置されてすぐ埋め戻します。

農委10番委員 埋め戻し。

事務局 はい。取って埋め戻しちゃいます。機材も全て撤去いたします。

農委10番委員 それで、電磁装置の設置になるわけですか。入れて取る。

事務局 そうです。1日で準備して、あとの5日間は測定するんですけども、その間はずっと設置したままです。その5日間が終わりましたら、撤去されて、そんなに穴が開くわけじゃないんですけども、埋め戻して農地に返るといふかたちになります。

農委10番委員 1週間ほどで、調査が終わるんですね。

事務局 そのようです。

農委10番委員 分かりました、はい。

議長 農委10番さん、良いでしょうかいな。

農委10番委員 はい。

議長 他に質問ございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第3号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について。荒廃農地の発生解消状況に関する調査に基づき、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された下記の土地について、農地法第2条第1項の適用を受けない土地であることの可否について議決を求めます。

こちらは6月後半から始まりました農地パトロールの中で、その一連の流れになって、非農地と見ていただいた農地について、再度、秋に調査をいただきました。その結果に基づいて、所有者さんの意向も確認したうえで、非農地の判断をしていくというものになります。こちらに9ページから23ページまで、計671筆ございます。面積にして、36haということで挙げさせていただきました。ただ、113筆、6.5haほど、まだ連絡が取れていないところがございます。そちらにつきましては3月のほうに持ち越しをさせていただきますと思います。今まで分かっている、こちらの筆について審議をいただきたいと思っております。以上です。

議長 今、ご説明がございましたが、関係者がございますので、番号89番、98番、184番、443番、447番、461番、489番、537番、570番を除いて審議をしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

何か、質問があれば。

(推委3番委員、挙手)

はい、推委3番委員さん。

推委3番委員 すみません、質問です。すぐ終わりますので、お願いします。

議案自体には異論はないんですけども、備考のところに書いてありますが、「非農地判断による周辺農地への影響は無いと見込まれる」というふうに表現されてますけども、今現在でもちょっと隣の農地の迷惑になっとなんかいらへんかいなってるようなところがあって、自分の農地の隣のところなんですけども。周辺農地への影響があると思われた場合は、ここから外れるわけですか。

議長 事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 あくまでも、その土地、土地に関しての1筆ごとに農地か農地でないかという判断ですので、それについては変わらないです。ただ、周りに影響があるということであれば、それはそちらでまた別の対処をしなければいけないと思うので、ちょっとこの議案の中では挙がらないんですけども、記載としてはこういうかたちになってしまいました。

推委3番委員 決められたような表現なんですよ。

事務局 そうですね、はい。

推委3番委員 ああ。すみません、もうちょっと続けさせてください。

自分の知ってる農地、〇〇〇地内なんですけど、柿の木がもう全然かまってないのが何十年も投げてあって、自分の農地をネギ屋さんに借りてもらって、ネギ作ってもらってるんですけども、この調査も自分が行きました。聞いてみ

たら、迷惑になつとるようなことをおっしゃってました。そういったときに、個人情報のこともあるって、ここの農地は誰々さんの農地でございますけ、ちょっと連絡して、何ぼ非農地判断されても片付けないけんのは片付けないけんですがん、といった話を個人情報の観点からでもしても良いもんですかね。

事務局 それは第3者の方に、誰それのっていうことをお伝えされるっていうことですよね。

推委3番委員 今、借りていただいている農家の方に、この隣の農地は誰々さんの持ち主で、この度、非農地判断されたんだけど、今後もずっと構いならんでしょけ、そのへんの管理のことを、一言ちょっともし言いなるだったら、この人ですよ、ということも教えても良いものかどうなのか。

事務局 それは、教えることは出来ません。

推委3番委員 出来ませんですか。

事務局 はい。ですので、その場合は二通りあると思うんですけど、一つは、農業委員さんとして、その情報を知っておられるということですので、それを第三者の方にお伝えするのではなくて、委員さんのほうからその方にアクセスしていただくとか、あるいは事務局のほうからお話しさせてもらう。どうしても個人さんが、隣接地の方の土地の名義人さんだとか、所有者さんを知りたいということでありましたら、役場のほうで5筆まで200円で閲覧が出来たりしますし、あるいは、法務局のほうで、登記簿謄本を取られて確認するということになります。ですので、委員さんのほうから個人情報をお伝えするということは出来ません。

推委3番委員 ありがとうございます。

議長 他に何かご質問ありませんでしょうか。

ないようですので、今の番号を外して、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

それでは番号89番、推委2番委員さん、ちょっと（議事参与の制限のため）退室していただきますよう、お願いします。

(推委2番委員、退室)

番号89番について、何かご質問ありませんでしょうか。

なければ、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(推委2番委員、入室)

番号98番、推委1番委員さん（議事参与の制限のため退室していただきますよう）よろしく申し上げます。

(推委1番委員、退室)



番号98番について、何かご質問ありませんでしょうか。  
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

(推委1番委員、入室)

番号184番、推委6番さん(議事参与の制限のため)退室してください。

(推委6番委員、退室)

番号184番について、何かご質問ありますでしょうか。  
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(推委6番委員、入室)

番号443番、447番について、農委13番委員さん(議事参与の制限のため)ちょっと退室してください。

(農委13番委員、退室)

これについて、何かご質問ありませんでしょうか。  
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

(農委13番委員、入室)

番号461番、農委7番委員さん(議事参与の制限のため)退室してください。

(農委7番委員、退室)

番号461番について、何かご質問ありませんでしょうか。  
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委7番委員、入室)

番号489番、農委6番委員さん(議事参与の制限のため)退室してください。

(農委6番委員、退室)

これについて、何かご質問ありませんでしょうか。  
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうもありがとうございます。承認いたしました。

(農委6番委員、入室)

番号537番、推委13番委員さん(議事参与の制限のため)退室していただきますようお願いいたします。

(推委13番委員、退室)

これについて、何かご質問ありませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(推委13番委員、入室)

番号570番、農委8番委員さん(議事参与の制限のため)退室していただきますようお願いいたします。

(農委8番委員、退室)

番号570番について、何かご質問ありますでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委8番委員、入室)

これを以って、議案第3号を終了させていただきます。

議長  
事務局

議案第4号、非農地証明願について、事務局、ご説明をお願いいたします。

議案第4号、非農地証明願について。下記証明願について、議決を求めます。

番号1番、位置図につきましては、次の26ページをご覧ください。位置は道の駅、▽▽▽▽▽の近くになります。こちらは昭和61年に住宅を建築して以来、建物の敷地の一部として利用されているということで、この建てられた家というのが位置図のほうにあります、□□と書いてあるところになります。以上です。

議長

議案第4号について、現地確認を農委3番委員さんから報告をお願いいたします。

農委3番委員

すみません、報告させていただきます。

場所のほうですが、先ほど言われたとおり、▽▽▽のすぐ近くでございます。非農地部分ですが、家が建つ前は多分、畑だったと思われるんですが、その残った部分というようなかたちになっておりました。現在は、碎石が入れられて車の駐車場等、庭の敷地として使われておりました。非農地の状態でございます。以上、報告させていただきます。

議長

これについて、何かご質問ありませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)事務局からの説明は以上です。

議長 今、事務局からご説明がございました。番号53番、それから55番、番号112番を除いて質問をお願いいたします。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

番号53番、推委7番委員さん(議事参与の制限のため)退室していただきますようお願いいたします。

(推委7番委員、退室)

53番について、何かご質問ありませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(推委7番委員、入室)

番号55番、農委11番委員さん(議事参与の制限のため)退室してください。

(農委11番委員、退室)

番号55番について、何かご質問ありませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委11番委員、入室)

番号112番、農委8番委員さん(議事参与の制限のため)退室してください。

(農委8番委員、退室)

番号112番について、何かご質問ありませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委8番委員、入室)

---

議長 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)事務局からの説明は以上です。

議長 今、事務局からご説明がございました。番号9番については、あとから審議しますので、番号9番を除いて何かご質問ありませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

番号9番の農委11番委員さん(議事参与の制限のため)退室してください。

(農委11番委員、退室)

番号9番について、何かご質問ありませんでしょうか。

質問ないので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委11番委員、入室)

---

議長 59ページの報告については、見てやっておいてください。

報告事項で、皆さん、何かありますでしょうか。

---

議長 ないようですので、その他に入ります。

次の3月の定例会の日程について、審議したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

3月の10日、木曜日、午後3時から、中山農村環境改善センターで行いますが、良いでしょうか。皆さんの審議を伺います。

皆さん、オッケーということで、3月の10日に定例会を行いますということになりました。現地確認当番として、農委4番委員さん、推委10番委員さん、推委15番委員さん、協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 【その他】

- ・定例会前の研修会について。
- ・農業相談日の中止について。

議長

当番になった人は飛んじゃうということで、次の順番でいきますということで、その日の担当になつとる人はもう無しとかたちになりますということでございますので、よろしく願いいたします。

他に何か質問ありませんでしょうか。

なければ、以上を持ちまして2月の定例会を終了させていただきますので、どうもご苦労さんでございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 高見 利洋

議事録署名委員 岡田 浩司

: 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しています。